

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）72条の2第3項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）25条4項の規定に基づく個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）の各賦課処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都渋谷都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年11月1日付けで行った平成29年度分及び平成30年度分の各個人事業税賦課処分（以下「平成29年度分賦課処分」及び「平成30年度分賦課処分」といい、これらの各処分を合わせて「本件各処分」という。本件各処分の内容は、別紙処分目録記載のとおり。）について、いずれも取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人は、所有している本件土地を、駐車場を経営する本件会社に賃貸しているが、請求人自身が駐車場利用者から駐車場料金を徴収する経営は行っていない。本件土地に駐車区画を設定し無人時間

貸駐車場用機器を備えた上で、実際に自動車を駐車するものから直接対価を取得することを目的として駐車場所を提供しているのは、本件会社であり、本件会社が駐車場業を営むものである。本件会社は、〇〇県に対し法人事業税を負担しているから、本件各処分を行うことは、同一の駐車場において二人の駐車場事業を営む者が存在し、二重に課税されていることになる。

なお、請求人が本件土地にアスファルト敷を施したのは、賃借人である本件会社の要望に沿ったものにすぎず、アスファルト敷をしたことを理由に請求人を事業者と認めることは誤りであり、請求人は駐車場の運営には一切関与していない。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 4月18日	諮問
令和 元年 5月23日	審議（第33回第1部会）
令和 元年 6月20日	審議（第34回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条2項2号によれば、道府県は、普通税として、事業税を課するものとされ、法72条の2第3項によれば、個人事業税は、個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、

所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課するものとされている。ただし、同条7項によれば、これらの各事業を事務所又は事業所を設けないで行う場合は、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、その事務所又は事業所とみなして、事業税を課税するとされる。

法は、1条2項の規定において、この法律中道府県に関する規定は都に準用し、「道府県」、「道府県知事」等とあるのは、「都」、「都知事」等と読み替えるとしている。したがって、都の区域に事務所又は事業所を設けて個人が行う事業に対しては、都において、その個人に（事務所又は事業所を設けないで個人が行う事業に対して、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものが都の区域にある場合においては、その個人に）事業税を課することとなる。

そして、条例は、25条4項において、「個人の行う事業に対する事業税は、個人の行う法第72条の2第8項から第10項までに規定する第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として、その個人に課する。」と規定している。

(2) 法72条の2は、8項において、同条3項の「第一種事業」として各種の事業を掲げるが、うち、13号には「駐車場業」を定めている。

(3) 法72条の49の11第1項は、個人事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による旨を定めている。なお、条例も、38条1項に同旨の規定を置いている。

上記課税標準の算定方法として、法72条の49の12第1項は、前条1項の当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得は、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中における事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額に

よるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法26条及び27条に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例（不動産所得及び事業所得の金額は、その年中の不動産所得及び事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。）によって算定するとする。

(4) 法72条の49の14第1項は、事業を行う個人については、当該個人の事業の所得の計算上290万円を控除すると規定する（事業主控除）。

(5) 法72条の49の18は、個人事業税の徴収については、普通徴収（徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収すること。法1条1項7号）の方法によるべき旨を定めている。なお、条例も、39条の4に同旨の規定を置いている。

そして、法72条の50第1項は、個人事業税を賦課する方法として、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち、法72条の49の12第1項においてその計算の例によるものとされる所得税法26条及び27条に規定する不動産所得及び事業所得について、当該個人が税務官署に申告した課税標準を基準として、個人事業税を賦課する旨を定めている。

また、法72条の55第1項によれば、個人事業税の納税義務者で、法72条の49の12第1項の規定によって算出した個人の事業の所得の金額が法72条の49の14第1項の規定による控除額（事業主控除290万円）を超える者には、道府県知事に対して、当該事業の所得の計算に必要な事項を申告する義務があるが、法72条の55の2第1項及び2項によれば、前年分の所得税につき所得税法2条1項37号の確定申告書を提出した場合には、当該申告書が提出された日に上記道府県知事に対する申告

がなされたものとみなされる。なお、この場合、青色申告特別控除の適用を受けた者はその旨を確定申告書に附記しなければならず、当該附記した事項は、個人事業税の賦課徴収につき申告を必要とする他の事項に相当するもので上記確定申告書により申告されたものとともに、道府県知事に対して申告されたものとみなす旨定められている（法72条の55の2第2項及び3項、法施行規則6条の8第5号）。

(6) 法72条の49の17第1項1号によれば、個人事業税の額は、第一種事業を行う個人については、所得に100分の5の標準税率によって定めた率を乗じて得た金額とするとされているところ、条例は、39条の3において、第一種事業を行う個人についての事業税の額は、「所得に100分の5の税率を乗じて得た金額」（同条1号）としている。

(7) 法72条の51第1項の規定は、個人事業税の納期は、8月及び11月中において当該道府県の条例で定めるとするが、同項ただし書において、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる旨を規定している。条例39条の5は、個人事業税の納期を、原則として、第1期が8月1日から同月31日まで、第2期が11月1日から同月30日までとした上で、特別の事情がある場合における個人事業税の納期は、納税通知書に定めるところによるとしている。

(8) 条例16条の規定によれば、課税漏れに係る徴収金については、課税すべき年度の税率によってその金額を一時に賦課徴収するとされている。

2 「事業を行う個人」及び「事業」並びに「駐車場業」に関する総務大臣通知及び東京都主税局長通達について

(1) 地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日付総税都第16号（全部改正）総務

大臣通知。以下「取扱通知」という。)によれば、事業税の納税義務者である「事業を行う個人」に当たるか否かの判断基準について、事業を行う個人とは、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている個人をいうものであるとした上で、「事業税の課税客体の認定については、次の諸点に留意すること。」として、駐車場業に係る認定に関し、「駐車場業とは、対価の取得を目的として、自動車の駐車のための場所を提供する事業をいうものであること。なお、建築物である駐車場を除き、駐車台数が10台以上である場合には、駐車場業と認定すべきものであること。」とされている(取扱通知第3章・第1節・第1・1の5、第2・2の1・(6))。

(2) 東京都では、個人事業税の課税事務の運営に当たり、「個人事業税課税事務提要」(平成24年8月1日付24主課課第153号東京都主税局長通達、なお、本件に適用されるのは、平成29年3月31日付28主課課第546号による改定後のものである。以下「事務提要」という。)を策定している。

ア 事務提要においては、事業税における「事業」の定義について、「事業とは、一般に営利又は対価の取得を目的として、自己の危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為と解される。しかし、事業の意義については地方税法上特段これを定義する規定が設けられていないため、ある経済行為が事業に該当するかどうかの判断は、最終的には法意及び社会通念に照らして行うこととなる。」としている(事務提要第3章・第1節・第1・1・(1))。

イ 上記1・(2)のとおり、第一種事業に該当するものとして、法72条の2第8項13号により、「駐車場業」もこれに含まれることとされているところ、事務提要では、駐車場業の定義について、「駐車場業とは、対価の取得を目的として、自動車の駐車のための場所を提供する事業をいう。」、駐車場業の認定

基準について、「対価の取得を目的として、自動車の駐車のための場所を提供する行為で、次に掲げる基準に該当する場合は駐車場業に該当する。(1)建築物である駐車場 (2)寄託を受けて保管行為を行う駐車場 (3)「(1)」「(2)」以外で、駐車台数が10台以上である駐車場」としている(事務提要第3章・第1節・第13・1、同・2)。

また、事務提要によれば、駐車場業の認定に関する留意事項として、「賃貸人が駐車施設を何ら施さず、更地を一括して貸し付けている場合で、賃借人が自ら駐車場所として使用している場合又は賃借人が当該土地を用いて駐車場事業を営んでいる場合には、当該土地の貸付けは、駐車場所の提供とみなし、認定すべきものとする。ただし、以下の点が認められる場合には、当該貸し付けは、非住宅土地の貸付けとして認定すべきである。ア 賃借人が当該土地上に建築物を設け、当該建築物内において駐車場を運営している場合 イ 賃借人が行う駐車場の運営について、賃貸人の関与が一切認められない場合」としている(事務提要第3章・第1節・第13・3・(3))。

- 3 以上を前提に、まず、請求人が法72条の2第8項13号に規定する「駐車場業」を行う「事業を行う個人」とであると認めることができるか否かについて、以下に検討する。

平成28年所得税申告書類及び平成29年所得税申告書類によると、請求人は、本件土地の貸付けによって本件会社から得た平成28年及び平成29年における賃貸料収入について、これらを不動産所得として、いずれも所得税法143条の規定する青色申告の方法を利用して、〇〇税務署長に対して申告を行ったものである。

請求人が提出した資料等によると、本件土地の賃貸借の目的は、駐車場の経営であるところ、処分庁の調査によると、本件土地は、立体駐車場や地下式駐車場等の建築物を設けた駐車場としてではなく、更地に駐車区画を設け、駐車可能台数が10台のコインパーキ

ングとして本件会社により運営されていることが認められる。そして、本件土地には、アスファルト敷が施されているところ、平成28年青色申告決算書及び平成29年青色申告決算書によると、請求人は、本件土地に係る賃貸料収入を得るための経費として、本件土地のアスファルト敷設に係る費用を、それぞれ減価償却費として計上していることが認められる。

そうとすると、請求人は、対価の取得を目的として、自動車の駐車のための場所（本件土地）を提供しているものであり、そのほか、取扱通知及び事務提要の定める駐車場業の認定基準を満たしているものと認められる。したがって、処分庁が、請求人を、個人事業税の課税対象である第一種事業（法72条の2第3項）である「駐車場業」（同条8項13号）を行うものに該当すると認めたことは、上記1の法令の規定等及び同2の取扱通知及び事務提要の各内容に照らして適正な判断であるといえることができる。

4 次に、本件各処分における税額について、その算定が適正か否かを検証する。

上記3により、請求人は、個人事業税の納税義務者と認められるところ、平成28年及び平成29年における請求人の事業の所得の各金額は、いずれも事業主控除の額290万円を超過するものと認められるから、当該事業の所得の計算に必要な事項を申告する義務を負うものであるが、上記各年の所得につき〇〇税務署長に対し平成28年所得税申告書類及び平成29年所得税申告書類の各提出がなされているため、個人事業税についても各申告があり、青色申告特別控除の適用を受けた旨についても申告がなされたものとみなされることとなる（1・(5)）。

そこで、平成28年所得税申告書類及び平成29年所得税申告書類の各記載を基にして個人事業税の課税標準を算定するに、〇〇税務署長に申告された請求人の平成28年及び平成29年の本件土地に係る不動産所得の額は、いずれも3,785,022円であると

ころ、この金額は、いずれも国税に固有の青色申告特別控除（租税特別措置法25条の2第1項1号）を適用した後の金額であるため、同控除額として計上された100,000円については、個人事業税の課税対象とする所得の計算上は上記申告にかかる所得の額にこれを加算し、そこから個人事業税における事業主控除の額2,900,000円（法72条の49の14第1項）を減じて得た985,000円（法20条の4の2第1項の規定により、千円未満の端数金額は切捨てる。）が、本件各処分における税額算定の基である各課税標準額となるものである（1・(3)ないし(5)）。

そして、駐車場業は第一種事業であるから（1・(2)）、上記により求めた各課税標準額985,000円に、第一種事業について東京都において課する個人事業税の税率100分の5（法72条の49の17第1項1号及び条例39条の3第1号）を乗じた額49,200円（法20条の4の2第3項の規定により、百円未満の端数金額は切捨てる。）が、請求人に賦課すべき平成29年度及び平成30年度の各個人事業税の税額となるものである（1・(6)）。

本件各処分における各税額49,200円（別紙処分目録参照）は、いずれもこれに一致しており、本件各処分に違算等の事実は認められないことは明らかである。

5 以上のとおり、本件各処分は、請求人に対して、同人が平成28年及び平成29年において行った第一種事業である駐車場業について、法令等の定めに基づき各個人事業税を課し、かつ適正な課税標準を基礎として、違算もなく税額を算定したものであり、いずれも違法又は不当な点を認めることはできないものである。

6 請求人の主張について

(1) 請求人は、上記第3のとおり、所有している本件土地を、駐車場を経営する本件会社に賃貸しているが、請求人自身が駐車場利用者から駐車場料金を徴収する経営は行っていない。本件土地に駐車区画を設定し無人時間貸駐車場用機器を備えた上で、実際に

自動車を駐車するものから直接対価を取得することを目的として駐車場所を提供しているのは、本件会社であり、本件会社が駐車場業を営むものである。本件会社は、〇〇県に対し法人事業税を負担しているから、本件各処分を行うことは、同一の駐車場において二人の駐車場事業を営む者が存在し、同一税源について二重に課税されていることになると主張し、さらに、請求人が本件土地にアスファルト敷を施したのは、賃借人である本件会社の要望に沿ったものにすぎず、アスファルト敷をしたことを理由に請求人を事業者と認めることは誤りであり、請求人は駐車場の運営には一切関与していないと主張している。

- (2) しかしながら、取扱通知及び事務提要によれば、駐車場業としての認定には、「対価の取得を目的として、自動車の駐車のための場所を提供している」ことが必要ではあるところ、請求人が本件会社との間で締結している本件土地に係る賃貸借契約は、表題を「駐車場用地一時賃貸借契約書」とし、貸付けの目的を「駐車場の経営」及びそのための機器等の設置とするものであるから、請求人は本件土地を「自動車の駐車のための場所」とする目的において提供して、対価である賃貸料を得ているということができ、上記認定要件を満たすものであることは明らかである。請求人の言うように、「実際に自動車を駐車するものから直接対価を取得することを目的とする」ことは認定の要件ではないから、この点で駐車場業に当てはまらないとする請求人の主張は失当である。

また、本件各処分における各課税標準は、請求人が本件会社から得た平成28年及び平成29年の各賃貸料収入から、それぞれ所定の経費を差し引いて、さらに事業主控除を適用した各所得であるものであるが、当該各賃貸料に相当する金額は、これを負担している本件会社が行う事業においては、当該各年の事業収入を得るための経費として計上されるものである。そうすると、本

件会社が、〇〇県において、法人事業税の課税を受けているとしても、当該各課税においては、当該各賃貸料に相当する金額は、各課税標準からは除外されることとなるものである。したがって、請求人のいうように、請求人及び本件会社が同一場所を利用して行っているそれぞれの事業を対象として、都税及び県税に係る課税がそれぞれなされているとしても、課税標準における重複が生じることはないものであるから、同一税源についての二重課税がなされているとの請求人の主張は、失当であるというほかはない。

また、請求人は、本件土地に自己の計算においてアスファルトの敷設を行っている。このことが、本件会社の要望によるものであったとしても、これは、本件土地を駐車場所として提供するための便宜とするためになされた行為というべきであり、請求人が駐車場の運営に一定の関与をしていると認定する要素となり得るものである。また、平成28年青色申告決算書及び平成29年青色申告決算書によると、請求人は、本件土地に係る賃貸料収入を得るための経費として、本件土地のアスファルト敷設に係る費用を、各年における減価償却費として計上しているものであるから、請求人は、駐車場所の提供による収支の結果を自己に帰属せしめているものと認めることができるものである。したがって、駐車場の運営には一切関与していないから、事業者と認めることは誤りであるとの請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおりであるから、請求人の主張は、いずれも理由がないものというほかはない。

7 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に

行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 (略)